

住登外管理業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

## 【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 住民基本台帳に記載されていない個人のうち、住登外者として管理している個人の情報
- 短期滞在の外国人の情報
- 法人の宛名に関する情報

## 【データ移行の留意事項】

- 納税管理人、共有者、法人の宛名以外の情報(設立年月日等)は各業務側で考慮する。

## 【その他】

- 住登外者の世帯情報を移行する場合は、住登外世帯情報ファイルを使用する。
- 口座登録区分別に口座は各々一つとする。
- 同一口座登録区分で複数口座を管理する場合は、業務側で考慮する。